



静岡県経済産業部

企業の皆様へ 米国追加関税措置等に係る支援策

※本パンフレットは、作成時点に募集中の事業を掲載しています。

令和7年6月30日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



企業の皆様へ 米国追加関税措置等に係る支援策

各種相談窓口	【中小企業】 経営に関する相談（静岡県産業振興財団）	1
	【中小企業】 資金繰りに関する相談（商工金融課）	
	【農業者】 経営安定に関する相談（農業戦略課）	
	【林業者】 経営安定に関する相談（林業振興課）	
	【水産業者】 経営安定に関する相談（水産振興課）	
	【農林水産物の生産者・食品メーカー】 海外輸出に関する相談（マーケティング課）	
	参 考 国等の特別相談窓口	
	参 考 【静岡県信用保証協会】 総合相談センター	2
経営課題等について、専門家派遣を利用したい。	中小企業等専門家派遣事業	3
	参 考 【経済産業省】 ミカタプロジェクト（自動車部品サプライヤー支援）	4
制度融資を利用したい。	県制度融資（経済変動対策貸付）	5
	参 考 【日本政策金融公庫】 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付） 農林漁業セーフティネット資金	6,7
雇用の維持を図りたい。	参 考 【厚生労働省】 雇用調整助成金	8
新たなビジネスモデルの構築などに取り組みたい。	小規模企業経営力向上事業費補助金	9
	参 考 【静岡県中小企業団体中央会】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	10
海外の生産拠点の移転や海外の販路開拓について相談したい。	参 考 【JETRO、SIBA】 生産拠点、販路開拓	11

各種相談窓口

中小企業、小規模事業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30～17:15 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者の経営上の 課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階 

窓口	相談内容	連絡先
静岡県経済産業部		静岡市葵区追手町9-6
商工金融課	中小企業への融資など 資金繰りに関する相談	電話 054-221-2525
農業戦略課	経営安定等に関する相談	電話 054-221-3290
林業振興課		電話 054-221-2653
水産振興課		電話 054-221-2658
マーケティング課	農林水産物・食品の輸出に関する相談	電話 054-221-3713

【参考】国等の特別相談窓口

区分	内容	連絡先
静岡県信用保証協会 総合相談センター	資金繰り支援・経営支援など	電話 中部：0120-783-507 西部：0120-783-508 東部：0120-783-509
静岡県中小企業団体中央会	中小企業・小規模事業者に対する経営に 関する相談	電話 054-254-1511 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館5階 
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30～12:00,13:00～17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える経営課 題についてワンストップで対応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階 
日本政策金融公庫	資金繰りに関する相談に対応	電話 静岡支店 中小企業事業：054-254-3631 国民生活事業：0570-049824 電話 浜松支店 中小企業事業：053-453-1611 国民生活事業：0570-049890 電話 沼津支店 国民生活事業：0570-050737
商工中金		電話 静岡支店：054-254-4131 浜松支店：053-454-1521 沼津支店：055-920-5000

最寄りの商工会・商工会議所でも相談を受け付けています。
いずれの窓口も相談は無料です。

各種相談窓口
(静岡県HP)

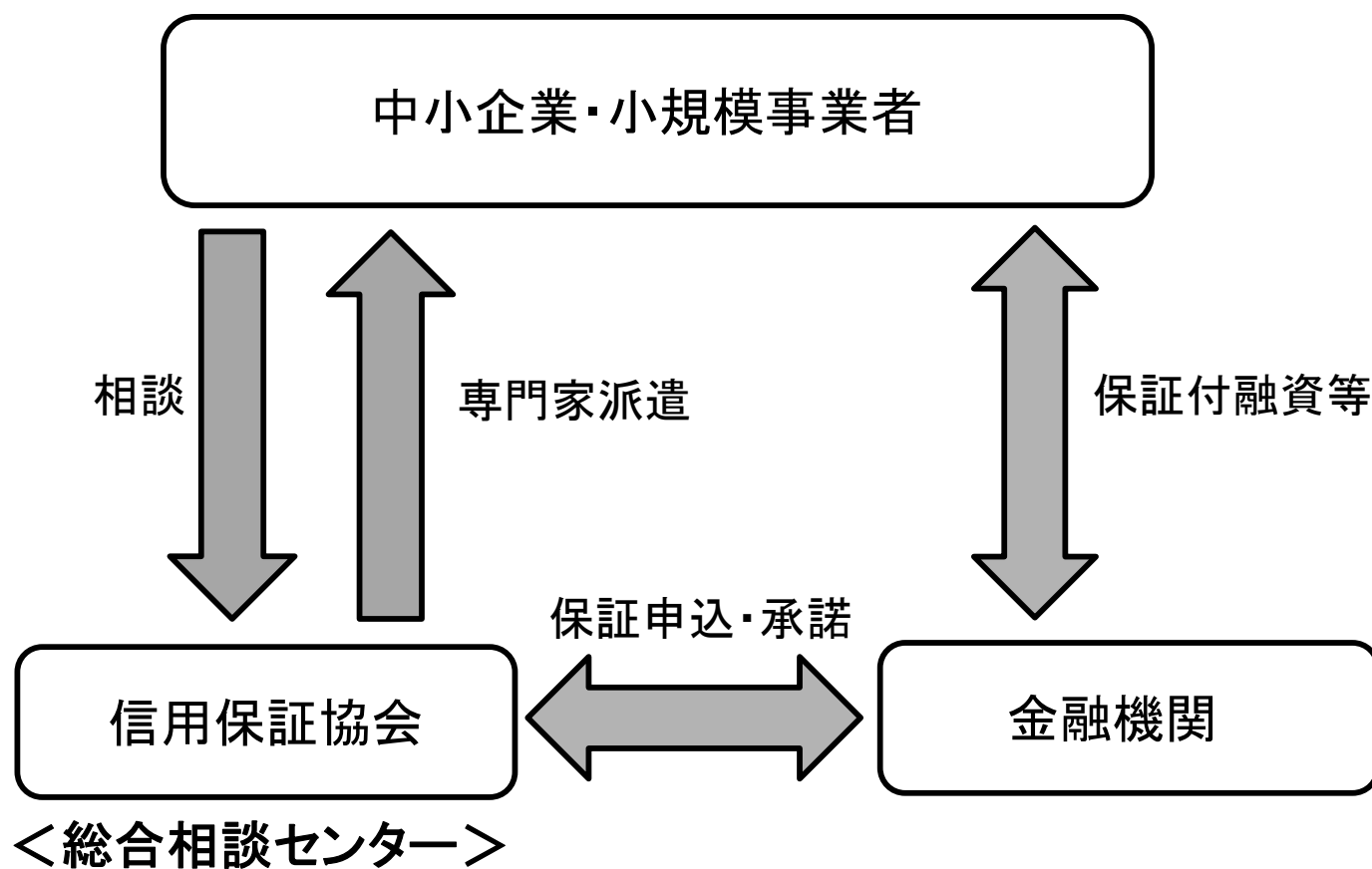
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/keizaisangyo/1071636.html>



【静岡県信用保証協会】

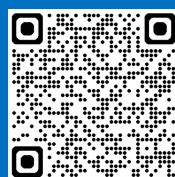
総合相談センター

静岡県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者を対象に、ライフステージに応じたさまざまな相談にお応えする総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。



保証付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

静岡県信用保証協会
 中部総合相談センター（0120-783-507）
 （本店）
 西部総合相談センター（0120-783-508）
 （浜松支店）
 東部総合相談センター（0120-783-509）
 （沼津支店）



<https://www.cgc-shizuoka.or.jp>

中小企業等専門家派遣事業

中小・小規模事業者等の経営等に関する課題解決を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家 (相談例) 労務管理、事業計画の見直しの相談のほか、資金繰りの安定化、BCP計画の策定など
費用負担等	専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。 ※1回(日)につき1万円～2万円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。
お申込み先	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511

お問合せ先等

経営支援課 (054-221-2526)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040798/1043026.html>



ミカタプロジェクト（自動車部品サプライヤー支援）

中堅・中小自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施します。

ご利用 いただける方	中堅・中小の自動車部品サプライヤー
支援内容	○個別相談 コーディネーター（自動車メーカーのOB等）が、相談企業の悩み事をヒアリングし、経営・技術相談が受けられます。 ○セミナー等 自動車業界の潮流、CASEやカーボンニュートラル等に関するセミナー等を開催し、最新情報を提供します。 ○専門家派遣 サプライヤーの相談内容に応じて、専門家派遣や各種支援機関との協力により、課題の解決を目指します。



県制度融資「経済変動対策貸付」の要件緩和

米国関税措置による影響を受けた事業者が「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和しました。

※現行の「経済変動対策貸付」もご利用いただけます。

資金名	経済変動対策貸付 (現行)	経済変動対策貸付 (米国関税措置の影響による場合)
融資対象者	県内において、1年以上同一事業を営んでいる中小企業、組合	
融資要件	○売上高減少要件 最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少している中小企業者 ○対象 全業種	○売上高減少要件 米国関税措置により、直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者 ○対象 全業種
資金使途	設備資金、運転資金	
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で 8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）	
融資利率	1.50%または1.60%（固定）	
保証制度	信用保証協会の保証必須	
	・普通保証（0.28～1.20%） ・SN保証等（0.50%～0.80%）	・普通保証（0.28～1.20%） ・SN5号（0.58%）
取扱期間	通年	令和7年6月11日～令和8年3月31日

お問合せ先等

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028456.html>



【日本政策金融公庫】

経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業、小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。

	国民生活事業	中小企業事業
制度名	経営環境変化対応資金 （セーフティネット貸付）	
融資限度額	4,800万円	7億2,000万円
融資期間	設備資金：15年以内（うち据置期間:3年以内） 運転資金：8年以内（うち据置期間:3年以内）	

※制度の詳細は下記のURLを御確認ください。

日本政策金融公庫 県内各支店

静岡支店

中小企業事業：054-254-3631

国民生活事業：0570-049824

浜松支店

中小企業事業：053-453-1611

国民生活事業：0570-049890

沼津支店

国民生活事業：0570-050737



お問合せ先
等

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m_t.html

農林漁業セーフティネット資金

経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している農業経営の維持・再建を支援します。

項 目	内 容
資金使途	運転資金
融資要件	主に次の①～⑦のいずれかに該当する主業農林漁業者等 ①最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している方 ②最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化している方 ③最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている方 ④前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である方 ⑤前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債÷（純利益額＋減価償却費））が20年以上である方 ⑥売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている方 ⑦一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している方（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る）
融資 限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）
融資期間	15年以内（うち据置期間3年以内）



【厚生労働省】 雇用調整助成金

参 考

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用の一部を助成します。

※支給要件などの詳細は、厚生労働省雇用調整助成金ホームページでご確認ください。

項 目	内 容	
支給対象となる事業主の要件	売上高または生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること ほか	
助成対象となる労働者	支給対象となる事業主に雇用される雇用保険被保険者 ※一部対象とならない労働者もいます。	
助成額の算定方法	休業・教育訓練	・休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額 × 助成率 ※ 助成率 2 / 3 (中小)、1 / 2 (大企業) ※ 日額上限額 8,635円 (1人1日当たり) ・教育訓練を実施した場合は、訓練加算あり 1,200円 (1人1日当たり) ・累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは、教育訓練実施率により、助成率及び教育訓練加算額が変動する。
	出向	・出向元事業主の出向労働者の賃金に対する負担額 × 助成率 ※ 助成率 2 / 3 (中小)、1 / 2 (大企業)
申請方法等	窓口・郵送・オンライン	
申請書の入手先	厚生労働省雇用調整助成金ホームページ (下記URLまたは二次元コード)	

お問合せ先等

静岡労働局 助成金センター
(054-653-6118)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html



小規模企業経営力向上事業費補助金

物価高騰等による経営環境の変化に対応した、新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する小規模事業者を支援します。

区 分	内 容
対象	○事業 以下の要件のすべてを満たすもの ①新たに取り組む又は既存のものを大幅に改善するもの ②新たな需要開拓又は生産性向上を目指すもの ③将来の経営革新計画承認取得を目指すもの ○経費 ・開発費、機械装置等費、展示会等出展費、専門家謝金、外注費等 ○事業者 ・物価高騰の影響を受けている小規模事業者
補助額	○補助率 補助対象経費の 2 / 3 以内 ○限度額 50万円
期間	交付決定日から令和 8 年 1 月10日まで
募集期間	令和 7 年 6 月10日から7月22日まで

経営支援課（054-221-2807）

お問
合せ
先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html>



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(グローバル枠)

中小企業、小規模事業者の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な新商品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業に必要な設備投資等を支援します。

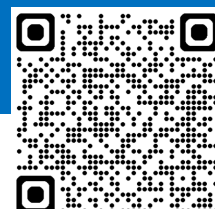
項 目	内 容
概 要	海外事業※を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ※海外事業とは、海外への直接投資に関する事業、海外市場開拓（輸出）に関する事業、インバウンド対応に関する事業、海外企業との共同で行う事業をいいます。
補助上限	3,000万円(下限100万円)
補助率	中小企業 1/2 小規模企業・小規模事業者 2/3
補助事業 実施期間	交付決定日から12か月 (ただし採択発表日から14か月後の日まで)
補助対象 経 費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 (グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ) 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

※米国の自動車関税発効等の影響を受けた事業者が出てきた場合には、優先的に採択。
経済産業省ホームページ「米国の自動車関税発効等を受けた短期の支援策」より

お問合せ
先等

静岡県中小企業団体中央会
ものづくり・商業・サービス補助金事務局（054-255-5900）

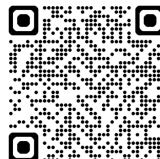
<https://www.siz-sba.or.jp/s/jigyau/monodukuri/r06/>



【JETRO、SIBA】 生産拠点、販路開拓

参 考

海外の生産拠点の移転や海外の販路開拓について支援します。

窓口	対応	連絡先
J E T R O [日本貿易振興機構] 9:00～17:00 (土日祝日を除く)	貿易等に関する 各種相談に 対応	J E T R O 静岡 電話 054-352-8643 静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5階 J E T R O 浜松 電話 053-450-1021 浜松市中央区東伊場2丁目7番1号 浜松商工会議所会館5階 ジェトロ本部「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」 電話 03-3582-5651 https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html 
S I B A (シーバ) [(公社)静岡県国際経済振興会] 9:00～17:00 (土日祝日を除く)	海外進出、輸出 販路開拓等、 海外ビジネス各 種相談に対応	電話 054-254-5161 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階 https://www.siba.or.jp/trade/ 

お問合せ
先等

上記の各連絡先参照